

東京消防庁 消防相互応援協定 稲 城 市

協定締結日 昭和45年5月18日

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づく東京消防庁（以下「甲」という。）と稲城市（以下「乙」という。）との消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

第2条 この協定は、火災等の災害発生の際、甲乙相互の消防力を活用して災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

第3条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

(1) 普通応援

別表に定める区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合は、応援側から1隊出場するものとする。

(2) 特別応援

甲又は乙の管轄区域内に大火災又は集団災害等が発生し、応援を必要とする場合は、前号にかかわらず被応援側の長の要請又は応援側の状況判断により応援するものとする。この場合における応援隊数等については、応援側において決定するものとする。

第4条 応援出場隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

第5条 応援出場隊の長は、消防行動についてすみやかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第6条 応援あたって要した経常的経費並びに事故により生じた経費は、応援側の負担とする。

第7条 この協定の運用について疑義を生じたときは、そのつど甲乙協議して決定するものとする。

第8条 本協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙各1通を保管するものとする。

付 則

- 1 この協定は、昭和45年5月25日から効力を生ずる。
- 2 東京都（東京消防庁）と稲城市との消防相互応援協定（昭和36年2月21日）は、廃止する。

昭和45年5月18日

東京消防庁消防長
消防総監 大 川 鶴 二
南多摩郡稲城町
町 長 高 橋 昌太郎

【改正】

付 則

この協定は、昭和49年4月1日から効力を生ずる。

昭和49年3月30日

東京消防庁消防長
消防総監 大 川 鶴 二
稲 城 市
市 長 森 直 兄

付 則

この協定は、昭和51年9月10日から効力を生ずる。

昭和51年9月10日

東京消防庁消防長
消防総監 村 山 茂 直
稲 城 市
市 長 森 直 兄

付 則

この協定は、昭和52年10月1日から効力を生ずる。

昭和52年10月1日

東京消防庁消防長
消防総監 味 岡 健 二
稲 城 市
市 長 森 直 兄

附 則

この協定は、平成 2 年 1 2 月 1 日から効力を生ずる。

平成 2 年 1 2 月 1 日

東京消防庁消防長			
消防総監	原	島	榮 一
稲 城 市			
市 長	山	田	元

附 則

この協定は、平成 1 1 年 4 月 1 日から効力を生ずる。

平成 1 1 年 3 月 2 3 日

東京消防庁			
消防総監	大	井	久 幸
稲 城 市			
市 長	石	川	良 一

附 則

この協定は、平成 1 8 年 1 1 月 1 7 日から効力を生ずる。

平成 1 8 年 1 1 月 1 7 日

東京消防庁			
消防総監	関	口	和 重
稲 城 市			
市 長	石	川	良 一

附 則

この協定は、平成 2 2 年 1 1 月 1 日から効力を生ずる。

平成 2 2 年 1 1 月 1 日

東京消防庁			
消防総監	新	井	雄 治
稲 城 市			
市 長	石	川	良 一

附 則

この協定は、平成 2 9 年 4 月 1 日から効力を生ずる。

平成 2 9 年 3 月 2 4 日

東京消防庁			
消防総監	高	橋	淳
稲 城 市			
市 長	高	橋	勝 浩

附 則

この協定は、令和 5 年 3 月 4 日から効力を生ずる。

令和 5 年 2 月 1 6 日

東京消防庁

消防総監 清 水 洋 文

稲 城 市

市 長 高 橋 勝 浩

別表

東京消防庁側の応援区域	稲城市側の応援区域
稲城市のうち 押立全域 矢野口のうち 京王相模原線以北 東長沼のうち 京王相模原線以北 大丸のうち 多摩サービス補助施設を除く地域 百村のうち 京王相模原線以北 向陽台一丁目 向陽台二丁目 向陽 台三丁目 向陽台四丁目 向陽台五 丁目 向陽台六丁目 長峰一丁目 長峰二丁目 長峰三丁目 若葉台一丁目 若葉台二丁目 若葉 台三丁目 若葉台四丁目	府中市のうち 小柳町一丁目 小柳町二丁目 小柳 町三丁目 小柳町四丁目 小柳町五丁 目 小柳町六丁目 是政一丁目 是 政二丁目 是政三丁目 是政四丁目 是政五丁目 是政六丁目 日吉町 本町一丁目 本町二丁目 本町三丁 目 本町四丁目 矢崎町一丁目 矢 崎町二丁目 矢崎町三丁目 矢崎町 四丁目 矢崎町五丁目 押立町三丁 目 押立町四丁目 押立町五丁目 調布市のうち 飛田給一丁目 飛田給二丁目 飛田 給三丁目 上石原一丁目 上石原二 丁目 上石原三丁目 下石原一丁目 下石 原二丁目 下石原三丁目 多摩川一 丁目 多摩川二丁目 多摩川三丁目 多摩川四丁目 多摩市のうち 諏訪一丁目 聖ヶ丘二丁目 聖ヶ丘 三丁目 聖ヶ丘四丁目 聖ヶ丘五丁 目 馬引沢二丁目 連光寺六丁目